

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県伊那弥生ヶ丘高等学校

一 学校いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 はじめに 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

伊那弥生ヶ丘高等学校の教育目標は、本校の伝統である「自主自律」・「文武両道」の精神のもと、文化や社会の担い手として、全人的教養とともに、理性的判断力、豊かな創造力をそなえた人間を育てることである。主体的に自らの行動を決定し責任ある行動をとるという自己解決能力、互いに協力し進んで困難に立ち向かう力、自らの個性を伸ばすとともに、他者の人格を尊重することにより、豊かな人間関係を築き地域・文化を慈しむ心を育成することが教育方針に盛り込まれている。そうした教育目標・教育方針を完遂するためにも、いじめ防止等の対策に万全を期したい。校歌に「友よ 悔いなき青春をこの丘に求め命磨く」とうたわれているように、豊かな人間関係を築き、安心・安全な学校づくりをめざす。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

伊那弥生ヶ丘高等学校では、全ての生徒・職員が次の基本認識を共有する。

基本認識

- 「いじめほどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」
 - ・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
 - ・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
- 「いじめは人として絶対許されない」
 - ・ 人権や生命に関わる重大な問題である。

その上で、学校のいじめ防止等のため、すべての教育活動において、以下の点を念頭に置いた活動を行う。

(1) いじめの未然防止の重視

集団生活の中では、生徒同士のトラブルは起こるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通い合う人間関係が構築できる社会性の身についた大人へと育み、いじめを生まない学校、学級づくりを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。未然防止のために、生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。また、いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、全ての生徒に弥生生としての自覚や認められているという実感が感じられる教育活動を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見の基本は次の3点であり、問題の深刻化を防ぐことができる。

- ①生徒のささいな変化に気づくこと。「見逃さない」「軽視しない」
- ②気づいた情報を確実に共有すること。一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切に、複数の目で判断する。
- ③情報に基づき速やかに対応すること。「組織対応」

いじめの早期発見のため、個別面談、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒が学校いじめ等を相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条に規定）（これを本校では「いじめ防止対策委員会」と呼ぶ。）で対応することを原則とする。いじめの判断は「いじめ防止対策委員会」が中核となってい、被害生徒の安全確保・ケア、加害生徒の指導、問題の解消まで「いじめ防止対策委員会」が責任を持って対応する。対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

学校いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義～いじめをとらえる視点

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
(文部科学省 平成19年1月)

(2) いじめの様態～日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

(a) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(b) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

以下の点に留意する。

- ①本人が言い出せない場合、本人の表情や様子をきめ細かく観察し、周辺の状態等を客観的に確認する。
- ②本人が心身の苦痛を感じていない場合、加害生徒に対し、適切に指導する。
- ③加害者に悪意がない場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ④被害者と加害者の認識が食い違う場合、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて慎重に対処する。

(4) いじめの要因 ～なぜ、いじめが起きるのか

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

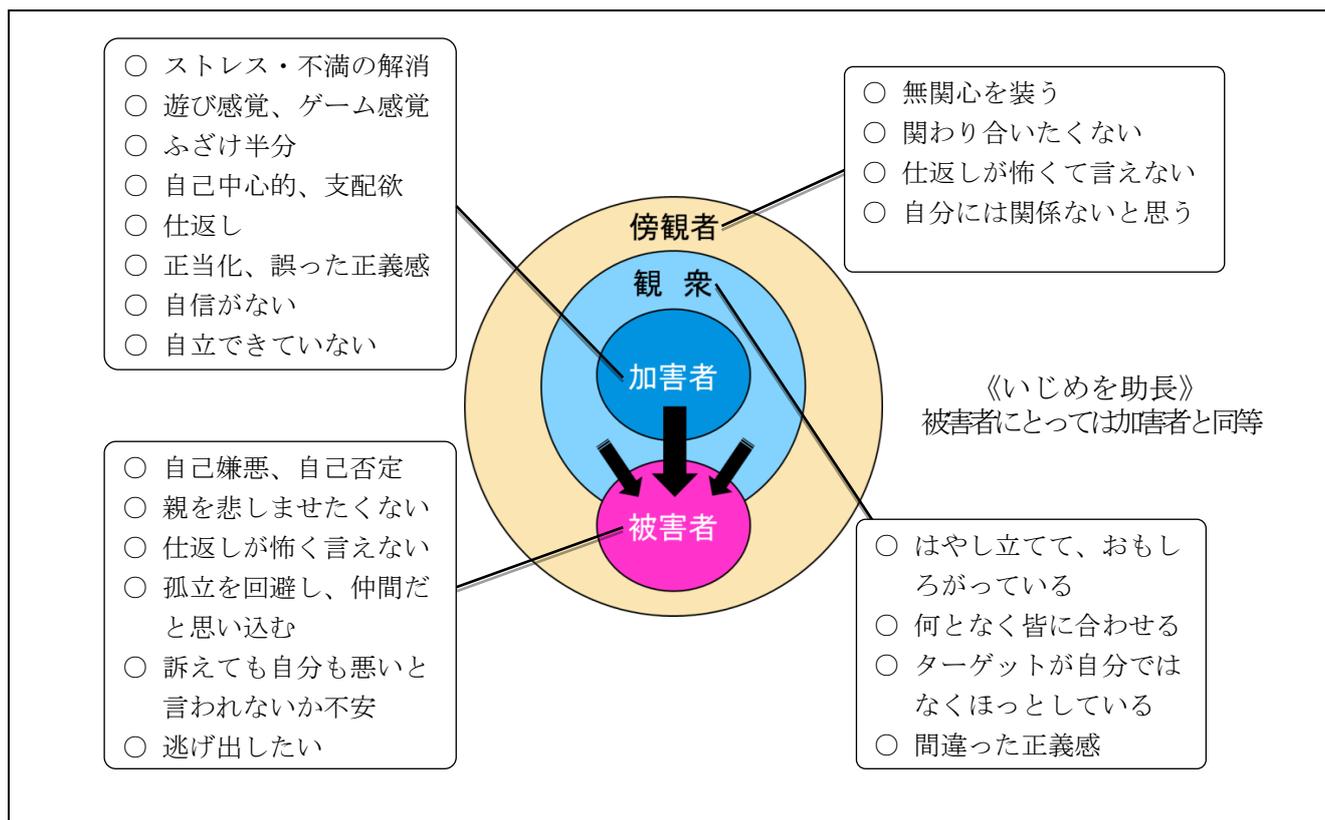
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。 など

(5) いじめの構造



いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ることがあるので、留意する。

いじめの衝動を発生させる原因として以下をあげられる。

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事。
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識。
- ③ねたみや嫉妬感情。
- ④遊び感覚やふざけ意識。
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 学校いじめの防止等のための取組み

いじめ問題対応のポイント

- 1 軽視しない・・・「おやっ!」と思ったらまず相談。早期発見・早期対応に全力を!
- 2 チームで対応・・・職員の同僚性を生かして、互いに補い合おう!

1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

(1) 構成員

A 本組織：学校長・教頭・事務長・学年主任・教務主任・生徒指導主任・保健主事・養護教諭
【組織】名称を「いじめ防止対策委員会」とする。

B 対応チーム：学校長・教頭・生徒指導係・当該学年会(担任・学年主任)・保健主事・養護教諭・
当該部活顧問等より事案内容に対応して柔軟に構成する。

C 連携外部機関：PTA会長・スクールカウンセラー・県教育委員会(心の支援課)

(2) 役割分担

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ①いじめ防止対策の年間計画作成と実施・評価 | A |
| ②いじめの未然防止 | 全職員(日常生活) |
| ③いじめの早期発見 | 全職員(日常生活) |
| ④いじめの認知 | A・B(当該学年の担任・部活動顧問) |
| ⑤いじめの対応 | A・B・C(事案内容により助言を求める) |
| ⑥いじめ重大事態対応 | A・B・C |

2 いじめの未然防止の取組

学校の日常生活で、きちんと授業に参加し「規律」、基礎的な学力を身につけ「学力」、認められているという実感「自己有用感」を持った生徒を育成する。

(1) 「いじめは絶対に許さない」という基本認識(姿勢)の周知

- 学年集会・全校集会・PTA総会、地区懇談会等の活用
- 生徒・保護者向け通信の活用

(2) 生徒との信頼関係の構築とそれに基づいた指導～「自己有用感」

- 丁寧な観察と面談
- 「生活アンケート」「悩みアンケート」の実施と情報の共有

(3) 「わかる授業」づくり～「学力」の定着

- 生徒参加、授業場面で活躍できるための授業改善～児童生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- わかりやすい、理解しやすい授業内容の構成し、確実な学習内容の定着を心がける。
- 授業規律の確立・改善～「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- 考査後のきめ細やかな学習指導の充実
- 授業改善のための公開授業

(4) 生徒の社会性育成の取組

- HR活動を通じた取り組み～学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合いやクラス通信等の活動を通じて、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- 文化祭(6月)・音楽会(9月)・クラスマッチ(6・9・1月)等の行事を活かした学級づくり～気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- クラブ活動を通じた取組～クラブの掲げた目標達成のために、主体的に参加し、仲間と協力し、同じ目標に向かってともに活動するよろこびを体得する。
- 憲法学習(5月)、人権教育(10月)、全校読書会(5・10・2月)等の全人的教養の育成(道徳教育の推進)
- あいさつ等の基本的生活習慣の育成
- 日常の清掃活動など奉仕的活動
- キャリア教育(8・2月等)、修学旅行(12月)等の体験学習
- 情報モラル講演会や情報授業(1年2学期)での情報モラル学習

(5) 職員研修の充実

- 生徒理解や指導スキルに関する研修～いじめの未然防止や情報モラル職員研修会
- いじめ問題への取組の定期的な点検～アンケート結果共有等

3 いじめの早期発見の取組

(1) 実態把握

いじめの早期発見の基本は前述の3点であり、問題の深刻化を防ぐことができる。

①生徒のささいな変化に気づくこと。

②気づいた情報を確実に共有すること。一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

③情報に基づき速やかに対応すること。

- 生徒同士の関係の丁寧な観察～生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。

- 「悩みアンケート」・生徒アンケートの実施と情報の共有(9月末・2月末・12月実施)

- 保護者アンケート(12月)

- 教職員のスキル向上

(2) 教育相談体制の整備

- いじめ防止対策委員会と学年の連携

- 面談週間の設定

(年2回 春期・秋期)

- 外部機関との連携

- 特別支援委員会～

「相談室だより」等発行

①こどもの権利支援センター 026-235-7458

②24時間いじめダイヤル 0570-078310

③チャイルドライン 0120-99-7777

④長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室
026-233-0110

⑤違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)

⑥地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110

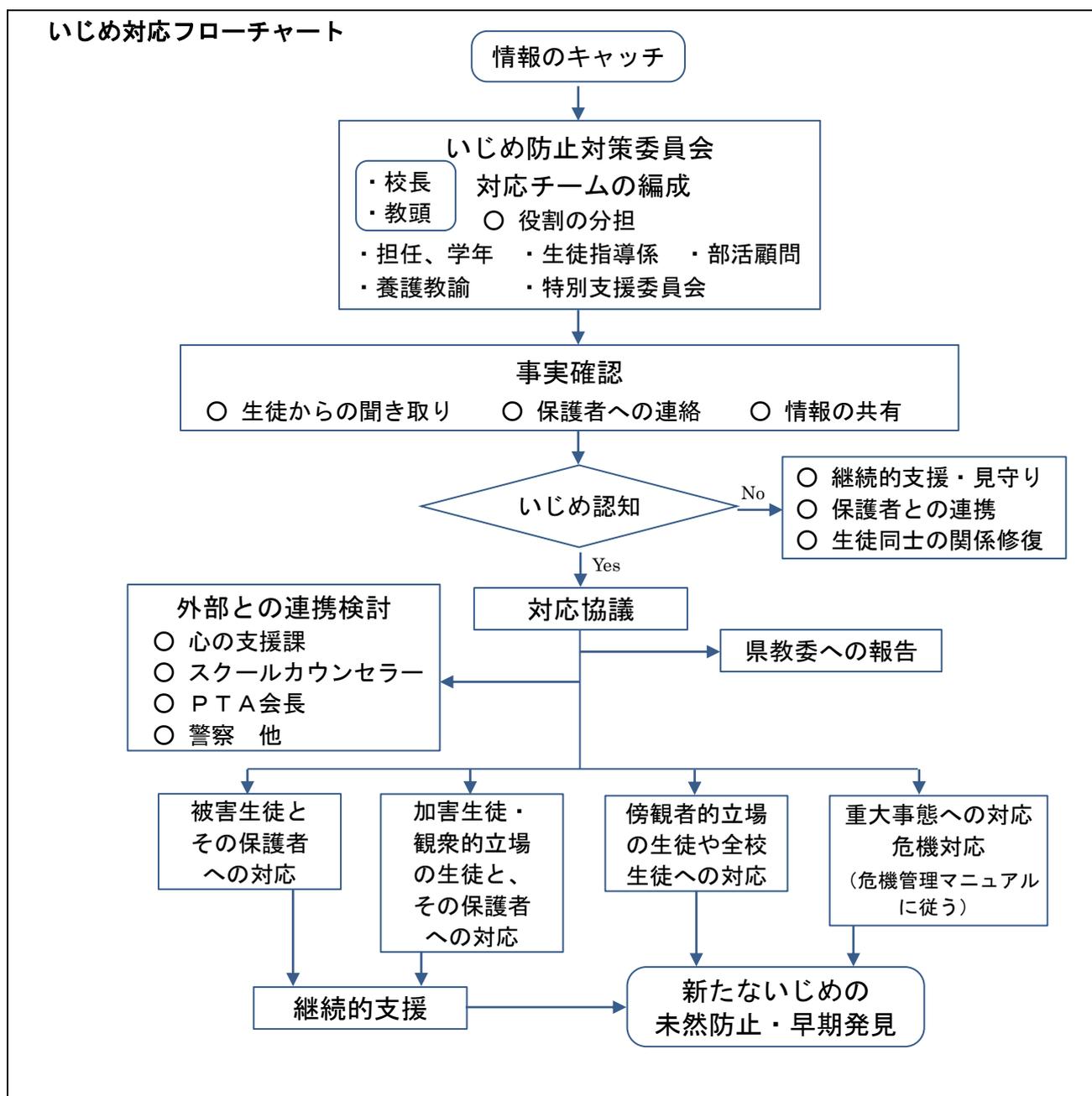
⑦心の支援課 026-235-7436

教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。

(3) 保護者・地域との連携

- 学校基本方針の家庭や地域への発信
- 日頃から保護者との連絡を密にする（欠席、早退、遅刻等の連絡）
- 保護者懇談会・地区PTAの活用
- 取組の状況や成果、「保護者アンケート結果」等の情報発信

4 いじめに対する対処



いじめ対応の基本および支援・指導のポイント～フローチャートの補足

●「一人で抱え込まず、チームで対応」

- ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、報告・連絡・相談。
- ・ 速やかに「いじめ防止対策委員会」に集約する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」が迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、全体像の把握（事実確認）して、役割を分担して素早く対処する。
- ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
- ・ 情報提供者の秘密を厳守する。
- ・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

●「被害生徒を守り通す」～いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
- ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

●「いじめは絶対許さない」～いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせたいと、保護者との連携を密にしながら、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。

●いじめが起きた集団への指導

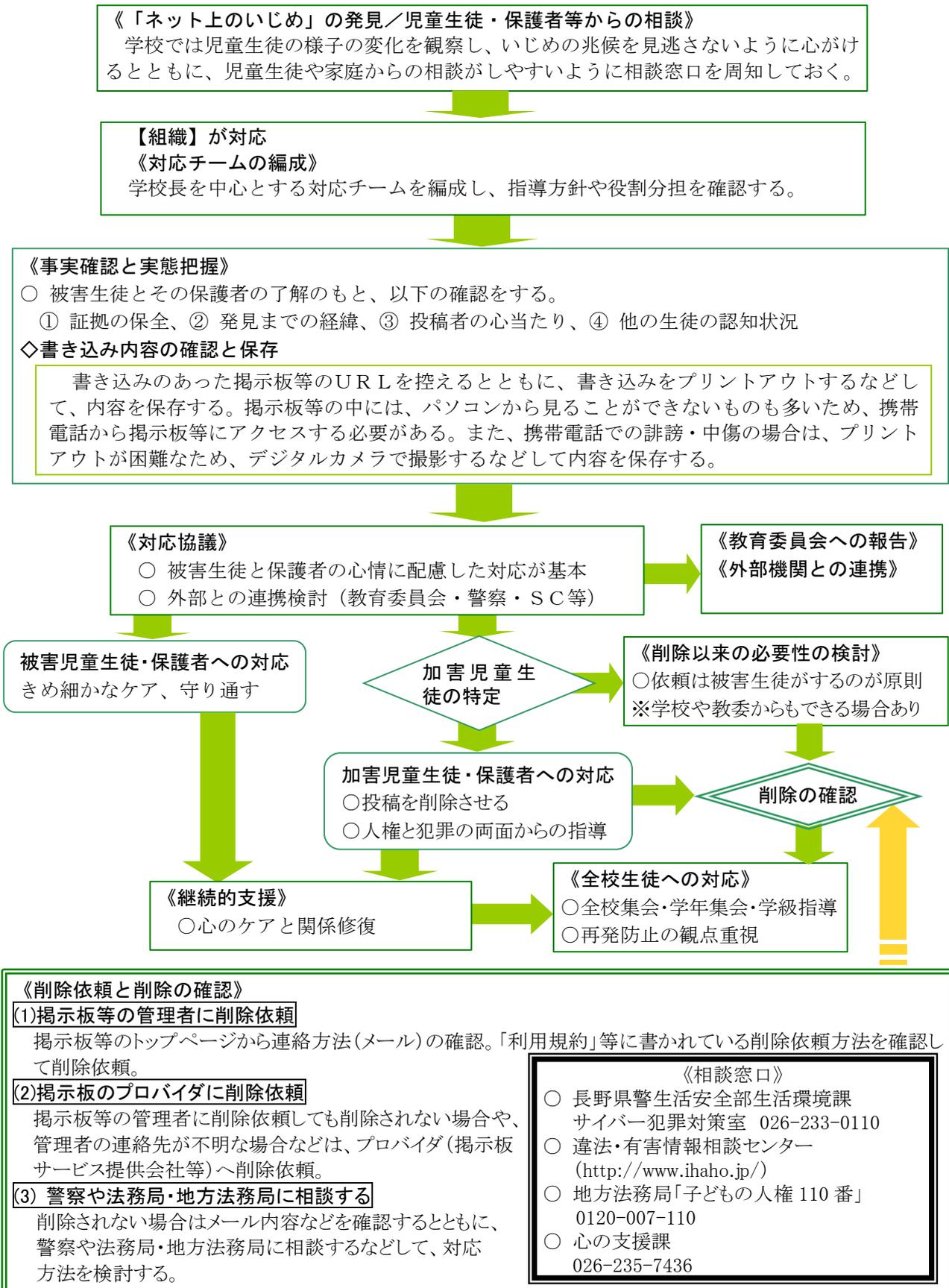
- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

●外部との連携

- ・ 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（PTA、スクールカウンセラー、警察等）への報告や連携体制を整えておく。
- ・ 長野県教育委員会心の支援課
- ・ スクールカウンセラー
- ・ PTA会長
- ・ 伊那警察署
- ・ その他（必要に応じて）

5 ネットいじめ対応について

【ネット上のいじめへの対応手順フローチャート】



(1) ネット上のいじめへの対応のポイント

- ・ 生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。
- ・ 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても啓発をする。
- ・ 生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。
- ・ 対応の状況や指導内容がネットを通じて拡散する可能性を意識して対処する。

(2) メールやメッセージサービス（LINE等）を用いたいじめへの対応

①具体例

- 誹謗・中傷のメール・メッセージの被害者生徒への送信。
- 被害者生徒に対する悪口や誹謗・中傷の他者への送信
- 被害者の意に反した画像・動画・個人情報等の送信。
- メッセージのグループ内での人間関係のトラブル。
- 仲間はずれを作ることを目的としたメッセージグループの作成。

②特徴

- 学校に存在する人間関係がゆがんだ形で表面化する場合がある。
- 特定のメンバーだけが共有するつもり言葉や画像が、ネットを経由して拡散することで結果としていじめを生み出す場合がある。
- メール・メッセージは『通信』にあたるためその内容を確認するためには警察等との連携が必要となる。

③ 対応の方法

- 証拠の保全
 - ・ 発見日時、発見の経緯を記録する。
 - ・ 問題のメール・メッセージは画面をデジタルカメラで記録する。
- 拡散の防止
 - ・ 誹謗中傷もしくは不適切な内容を削除させそれを確認する。
 - ・ 誹謗中傷もしくは不適切な内容が送信された先を特定する。送信先と連絡を取り、同じように削除とさらなる送信先の特定を行う。
 - ・ 必要に応じて速やかに警察等との連携を図る。
 - ・ 掲示板、SNS等で不特定多数への拡散が確認された場合(3)にしたがって対処する。

(3) 掲示板・ブログ・SNSを用いたいじめへの対応

①具体例

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 実名や電話番号、写真など個人情報の無断掲載。
- 特定の子どもになりすましたインターネット上での活動。
- 「なりすまし」による誹謗・中傷（成りすましによる被害を含む）。

②特徴

- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなりうる。
- なりすましの可能性があるため、加害者の特定には慎重な対応が求められる。
- 不特定多数から、短時間に大量の誹謗・中傷等が行われ、被害が極めて深刻なものとなる場合がある。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態の把握が難しい。

③ 対応の方法

○証拠の保全

- ・ 発見日時、発見の経緯を記録する。
- ・ ウェブページアドレス（URL）を記録し、問題のあるページを印刷する。
- ・ 印刷が困難な場合は、デジタルカメラでの画面記録を行う。

○削除の指導と削除依頼

- ・ 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除するよう指導し確認する。
- ・ 加害生徒が特定できない場合には、被害生徒の心情や状況に応じて削除に関する対応とタイミングを判断する。削除に関する対応には、『削除依頼を迅速に行う』、『様子を見る』、『削除依頼をせずに無視する』がある。
- ・ 特に『様子を見る』、『削除依頼をせずに無視する』の対応をとった場合、重点的かつ継続的に掲示板等のパトロールを実施し、状況に応じて対応を再検討する。
- ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則であるが、状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
- ・ 学校として削除依頼をする場合には、個人の情報通信端末から行うことはせず、公的に所有しているパソコンおよび学校の代表アドレスを用いて行う。

○削除依頼の手順

- 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
- 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
- 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
- 4 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。

※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室にご相談する。

○削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : <http://～> スレッド : <http://～> 書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

6 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会（心の支援課）に報告する。

(2) 初期対応

- ・ 「伊那弥生ヶ丘危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。
- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「いじめ防止対策委員会」を中核となって「対応チーム」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（教育委員会・警察等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査を行う

学校又は学校の設置者（長野県教育委員会）は、速やかに次の組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

- ・ 学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「いじめ防止対策委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒

やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(ウ) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 学校の取組に対する評価

- ・ 年度当初に本基本方針と「いじめ問題への取組チェック表」で確認をして意識統一をはかる。
- ・ 5月・10月の面談週間、7月・12月の保護者懇談会前に生活アンケートを実施し、状況把握に努める。
- ・ 2月に「悩みアンケート」を無記名で行い、学校の状況を把握する。
- ・ 12月に行う「生徒アンケート」「保護者アンケート」でもいじめ等防止の項目を設け、生徒や保護者の意識を把握する。
- ・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ・ 学校評価表の中に学校いじめ防止等の取組も盛り込み、9月末と2月末に自己評価を行い、結果をホームページを通じて公表する。
- ・ 学校いじめ防止の取組を学校評議員会で報告し、学校関係者による評価を受ける。

平成29年9月21日 改訂

平成30年5月30日 改訂